

## 大分大学教育学部附属教育実践総合センター規程

平成28年4月1日制定  
平成28年教育学部規程第12号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第4項の規定により、大分大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、教育指導及び教育臨床に関する理論的及び実践的研究を行うとともに、実践力ある教員の養成、現職教員の資質向上のための研修プログラムの開発、教育学部及び附属学校園との連携の推進並びに地域の教育委員会との連携の推進を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育実践に関する理論的及び実践的研究
- (2) 教育相談及び教育臨床に関する研究及び臨床研修の指導
- (3) 教育実習の指導及び管理
- (4) 学生の教育実践に対する補完プログラム及び発展プログラムの提供
- (5) 学習支援ボランティアの指導体制の充実
- (6) 教師育成サポート推進室に係る業務
- (7) 現職教員の研修プログラムの開発
- (8) 教育学部と附属学校園の共同研究の推進及び調整
- (9) 地域の教育委員会との連携推進
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な事項

### (職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 主担当の教員
- (3) その他必要な職員

### (センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長の選考は、大分大学教育学部役職者選考に関する規程（平成28年教育学部規程第9号）に基づき行う。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (主担当の教員)

第6条 主担当の教員は、教育研究に従事するとともにセンターの業務を行う。

### (運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、センターに大分大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (客員研究員)

第8条 センターに、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、センターの事業に関する研究に従事する。

- 3 客員研究員は，運営委員会の推薦に基づき，教育学部長が委嘱する。
- 4 客員研究員の任期は，1年又は6月とする。
- 5 客員研究員に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は，教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，教育学部長が別に定める。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育学部規程第23号)

この規程は，平成29年1月1日から施行する。